

成年後見制度
ってどんな時に使うの？
聞きなれない言葉で
手続きが難しそう。



最近、物忘れが
ひどくなりお金の管理
に自信がなくなってきた
けれど誰か信頼できる
人に管理を頼め
ないかな。



よく分からない
まま高額な商品の
契約を結び
そうに
なった。



おおた成年 後見支援センター

こんな心配ありませんか？



離れて暮らす
母親が認知症に…
これからの暮らしや
お金の管理は
大丈夫かな。



私たち親に
何かあった時
障がいのある
子供の将来
が心配。

住み慣れた街で
安心して暮らしていけるよう
『成年後見制度』に関する相談に応じ
利用をお手伝いします。

◎お問合せ・ご相談はこちらへ

**社会福祉法人太田市社会福祉協議会
おおた成年後見支援センター**

〒373-8718

太田市浜町2番 35 号 太田市役所南庁舎2階

月曜日～金曜日

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

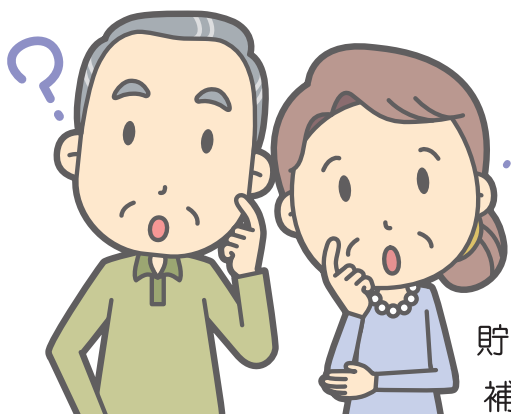
(土・日・祝日および年末年始はお休みになります。)

電話：0276-46-6209

FAX：0276-48-8178



成年後見制度ってどんな制度？



認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない方が、契約をしたり、財産管理をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人を設ける制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または預貯金や不動産などの財産管理を本人に代わって行ったり、補助することにより、本人の権利と暮らしを守ります。

センターのご案内

相談

電話や窓口で成年後見制度に関する相談をお受けします。

成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイス、親族の後見人を引き受けている方などの後見活動の相談に応じます。

広報・啓発活動

成年後見制度をより多くの方に知っていただくために講演会等を行います。

また、広報誌やホームページ等により必要な情報を発信します。

市民後見人の養成・支援

後見業務の新たな担い手である市民後見人候補者の養成およびスキルアップを図るための講座を開催します。

日常生活自立支援事業

群馬県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の十分でない方が、安心して地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理のお手伝いをします。

法人後見の受任

他に適切な後見人等を得られない方で家庭裁判所の審判があった場合に、太田市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、支援をします。

